

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	由良町 (30383)
地域名 (地域内農業集落名)	白崎地区 (吹井、神谷、大引)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	32.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	31.0 ha
② 田の面積	14.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	17.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	7.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	7.0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域全体において、若い農業者が減少し農家の高齢化が深刻化している。農業者の高齢化とともに農地の維持管理が困難になっていることやサル、イノシシ、シカなどの鳥獣被害が離農の要因となり、耕作放棄地が増加している。農道が狭く、耕作するのに不便な土地であるため、今後は借り手がなくなり耕作放棄地になる可能性がある。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:1名、中山間地域等直接支払制度集落協定:2協定

主な作物:水稻、ニンニク、果樹(温州みかん、その他柑橘)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地等の保全及び維持に努めていく。水稻の裏作にニンニク等の露地野菜の栽培や水稻から果樹栽培への転換並びに高収益化が見込める品種の果樹栽培を推進していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

現在、地区の中心となっている経営体に農地を集積し、カバーしきれない農地については、地区外の新たな担い手を受け入れ、育成等により、今後、地区の中心となる経営体を創出し、農地を集積していきたい。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	13 %	将来の目標とする集積率	30 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

農地の集約化については、農地中間管理機構の活用を推進するとともに関係機関や地域農業者との農地の情報を共有し、担い手へスマートに貸し借りが行える仕組みを構築していきたい。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集團化の取組
担い手などの耕作可能な農業者の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進めていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方法
貸し付けなどの意向が確認された農地については、積極的に活用を推進していく。また、地区全体の貸借が円滑に行えるよう、制度の周知と活用を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組
今後、検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内の担い手への集積が中心となっているが、担い手の農業者が著しく少ないと、耕作困難な農地の借り手が見つかりにくい。地区外の担い手や移住による就農希望者などの育成などにより、新たな担い手の確保に努めたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
特に取り組みをしていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ、シカの被害防止のため防護柵を設置するとともに、サル等の目撃情報や被害情報を収集し、集落支援員による有害鳥獣パトロールによる捕獲等により被害防止を図る。
- ⑤温暖化による暑さに強い品種や高収益の品種栽培に取り組む。
- ⑦中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路及び農道など保全活動を実施していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示
認農		水稻・野菜・果樹	0.90 ha	ha	水稻・野菜・果樹	0.90 ha	ha	301
到達		水稻・野菜・果樹	3.47 ha	ha	水稻・野菜・果樹	3.47 ha	ha	302
利用者	果樹	3.01 ha	ha	果樹	3.01 ha	ha	303	
利用者	水稻・野菜	0.33 ha	ha	水稻・野菜	0.33 ha	ha	331	
利用者	水稻・果樹・野菜	0.18 ha	ha	水稻・果樹・野菜	0.18 ha	ha	1308	
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
		ha	ha		ha	ha		
計	5経営体	7.89 ha	0.00 ha		7.89 ha	0.00 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。